

第十六回 參議院法務委員会會議錄第二十七号

昭和二十八年七月三十一日(金曜日)午前十時五十七分開会

昨日に引き続き、刑法等の一部を改正する法律案につき質疑を続行いたしました。質疑のおありの方から順次御発言を願います。

よつて、本當は刑務所に入れなければならぬけれども、まあ社会人として置きましてよく見守ろうということのこととは、その當人にとりましてどのくらいい将来に対する明るい社会生活がでりますかということを考えましたとき、これは實に刑事政策のうちにおき

て、是非初度目の者に保護觀察を行つて頂きたいと願つたのでござりますが、その意味におきましてこれは甚だ不本意ではござりますけれども、併し又昨日も松委員会でいろいろ政府当局に申したのでござりますが、実はこの法律が若し修正なく通りましたとしまして

途がないのではないか。それとすると、常に莫大な経費に關係することござりますので、そちらの大臣の御意見は如何でございましようか。同時にこの衆議院の修正案を呑むこといたしましたら、その点についての大臣の御意見を伺いたいと思っております。

委員長	小野 義夫君
委員	宮城タマヨ君
國務大臣	中川 幸平君
衆議院議員	橋見 義男君
法務大臣	中山 禪藏君
政府委員	赤松 常子君
法務政務次官	一松 定吉君
法務省保護局長	鐵治 良作君
事務局側	犬養 健君
常任委員	齊藤 三郎君
会専門員	西村 高兄君
常任委員	堀 真道君
会専門員	本日の会議に付した事件
○刑法等の一部を改正する法律案（内閣送付）	○委員長（郡祐一君）　只今から委員会を開会いたします。

りますことによつて、つまり成年の成りたしておりますことは、私どももう長いため待ち望んでおります制度が確立いたされようとしておりますことで、實にこれは犯罪対策に対しましての格段な進歩と申しますようか、すばらしいことでございますので、非常に私ども喜んでおるのでございます。勿論申すまでもなく今まで犯罪少年或いは保護少年に対しましても、保護処分により、子供に対しましては観察制度が確立いたしておりましたし、又大人に対しましては、仮出獄者に対しまる観察制度もできておりまして、この観察制度の如何に大事であるかというと、そろして或る程度までその成功率をおりますことを見ておりますと、どうかして今までこの大人の執行猶予になりました者に対して、野放になつております者がこの制度ができるまで私ども大切だと存じておりますことは、執行猶予に観察がつきますことに

これが宣告猶予への一歩手前の制度でありますことを思いますときに、どうしても一日も早くこの制度を確立されたいと願つておつたようなわけでござりますが、どうかこの法案が通りまして実施されることをと願つております。ところが伺いたいと存じております。ところが昨日衆議院のほうからこれに対しまして修正案が参りまして、それによりますと「刑法等の一部を改正する法律案」の一部を次ぎのように修正する。第一條中第二十五条ノ一第一項前段の改正規定を削る。」この二の第一項の前段の改正規定を削るといふことになります。というと私は甚だ不本意でございまさす。と申しますのは、申上げるまでもございませんけれども、初度目の者に対する執行猶予に觀察を付けますといふことが、二度目の者よりもひとつと事だから意味でございます。それであらうがゆくだけなく犯罪者に対する執行猶予はできるだけ早いうちに手を打つてはできる。改善いたしまる第一の主義法ではないかという意味におきま

分な予算措置をして頂きました、問題はかかつて保護司の質の問題それから量の問題でござります。それで十分な人の用意をして頂きまして、而も今までの保護司で、或いはその保護司も大方同じような質を持つたところの保護司の数を僅かに増しまして、又観察官につきましても僅か九十三人かの観察官を増しましただけでこれを賄つて行こうということでは、ここに重大問題が起りはしないかという点なのでござります。その点について大臣の御意見が伺いたいと思うのでございますが、私の考え方としては、初度目の保護観察を受けました者は二度目の執行猶予はできないということはこれは非常に大きな問題で、そのことをはじめて考えましたら私は保護司の職になんか試験ではないだろうという、ことを私、案しておりますのでございます。そしたら私は保護司の職になんか試験ではないだろうという、ことを私、案しておりますのでございます。そし

なんだの御質疑並びに御意見は一々御尤もであります。心から同感の意を表す次第でございます。御承知のよう察制度というものは犯罪と刑の執行或いは犯罪と刑務所、悪いことをすれば牢屋に入るという今までの日本の観念を根本から覆した非常に私は今度の国會の中でも大きな意味を持つた仕事だと思つております。お話のように保護観察制度の眞の精神から言えば、初度目から行うといふことが一番大事なのであります。私どもは二度目の人にでも温い気持を注ぐことを決して惜しみませんけれども、大事なのは初度目でありまして、この意味におきまして審議院の御意向はありましたけれども、來たる通常国会までに別に法律を整備せんけれども、大事なのは初度目であります。このときには初度目から保護観察を行うように制度を確立いたしたいと思つております。

本日の会議に付した事件  
○刑法等の一部を改正する法律案（内閣送付）  
○委員長（郡祐一君） 只今から委員会を開会いたします。

確立すればその野放しになりました苦に対しても保護善導することができま  
すという非常に仕合せな立法措置であ  
ると思つておりますが、殊にそれ以上に私ども大切だと存じておりますことは、執行猶予に觀察がつきますことと

うことが、二度目の者よりももっと大事だからの意味でございます。それでまあ子供だけでなく犯罪者に対しましてはできるだけ早いうちに手を打つべきないうことが、改善いたします第一の主義法ではないかという意味におきま

会でも問題になりましたよ」と、伊藤司の優遇というような問題も出て参りましたが、私はそれ以上に篤志家を選んでいたしまして、むしろ殆んど専門の立場の人にこれほど委嘱する以外で優遇をいたしません。だから事事が足りるといふことでなく、むしろ殆んど専門の立場の人にこれほど委嘱する以外で優遇をいたしません。

ですが、保護司一人当りの経費が昭和二十四年度から二十七年度までは人頭税  
が殖えるにつれて五百円、ところが二十八年度は御承知のように各省の予算を削減しまして結果、一人当り四百

五十円ということになつております。いたしますといふことは、なほなことを法務大臣として申上げるのは、実に行き届かない話になります。いろいろ考えましたが、このたびひとまず只今かたゞ通常国会までに別の法律案を整備いたしまして、その折にはとにかく一步前進して、こういう法律を国會で認めて頂いたのであるから、ここに現実ができたのだから一つこの費用というものを十分みてもらいたいというふうに……。何と言つても保護觀察に對する理解がまだ十分日本全国に浸み渡つております。又大藏省もさほど重大だと、率直に申して思つていないので、若し御審議の上、この只今の法律案が御可決願えますと、この段階として更に前進したら、それを一階段として更に前進する、前進すると言つても時期がうやむやでは無責任になりますので、来たる通常国会までに必ず整備をいたす、こういうお約束をして、このたびの一段階の一步前進として本法律案をお認めめ願いたい。但し条件付で他日通常国会にはもつと整備したものを出す、こういうふうに国会において制約をなして頂きました、その制約の下で十分我々勉強していい法律案を作りました、こう考えておるのであります。なかなか大藏省もこれはこういう費用が果して本当に要るのかどうか、甚だ私の就任後の体験では、なかへ理解が行届いてくれません。国会の御熱意を背景としてやりたい。虫のいいようなことを申しますが、それにはとにかく

過渡期の法律案を是非御可決願い、この責任が我々に生じて来る。こういうふうにやつて頂くのが極く打明けて申上げ、お願ひでもあるのであります。

○宮城タマヨ君　そこで今年の予算を拝見いたしますと、今度の保護観察制度に対しまして、約二千五百万円の本年度の予算が計上されておりますようでございます。それでこれはとても問題にならない予算なんございまして、自然に今仰せになりましたような、今までには儘かに五百円と思つて私どもを償償しておりましたのが、今度は四百五十円に又切られておりまして、とんでもないことでございますが、むしろこんなことなら政府の予算をもらわなればいいがいいような感じさえいたすのをございます。そこで私は昨日も政府委員に伺つたのでございますが、今度この法案が通過するしないにかかわりませず、一体この執行猶予になります者が、予想いたしまして一ヵ年大体二万人ぐらいだろう、それでこの中でどれだけに保護観察を付けることになるかわかりませんけれども、私がまあ仮にその中の半分に保護観察をして頂くようなことになつたと仮定いたしまして、つまり保護観察が付くから刑務所に入ることを御免にしてやるという裁判官の裁量がござりますはずでござりますので、そこで一万人のものが刑務所に入るということは、一ヵ年政府の必要といたしますものが一人の収容に対する費用としてざつと六万円ぐらいいという昨日の御答弁があつたのでございますが、六万六千円というようなことございましたが、仮に六万円と

いたしましてもそれの一万人といたしますれば、政府の予算是六億必要のわけだと思います。大蔵省のほうからこれは当然それが節約されますのでござりますから、それを一つ保護觀察のほうへ充てて頂くということに承知願えれば、六億でござりますれば、よほどこの保護觀察のほうに、觀察官にいたしましても保護司の質の向上に要する費用にいたしましても、その他の経費につきましては十分ではないかといふような計算をして見ましておるわけなんでござります。そういうふうに考えるのでござりますが、一つそりいつたような意味でもう一遍法務大臣のほうから大蔵省当局にこの御説明で以て、この筆法で一つやつて頂くわけに参りませんでしようか。実は保護觀察の成績の非常にいいところにおきまして、実質上にも非常にいいのでございますが、又経費の面から言いましても殆んど十分の一にも足りない経費を以て今日まで賄つておりますということは、これは私そばらしいことだというふうに考えてるのでございますが、どうぞお答え願いたいと思います。

くのに費用が伴わない」ということは、  
或る意味で良心的でないとも言えるわ  
けです、やかましく言えれば……。そうち  
うことで極力予算の折衝をいたした  
い、その折には一つ御援助を願いたい  
と思つております。

○宮城タマヨ君 私六年間、もう七年  
目の国会生活をいたすのでござります  
が、いつも思いますことは、国会の台  
所におきましてつまり親心、父心、母  
心というものが、この国会の政治に現  
れていますかということを反省いたしま  
すときだ、どうも……。我が家庭では  
何よりも子供の方が大事でございます  
して、若しそこに犯罪少年といいます  
か、不良な子供でも、又泥棒する子供  
でもできましたならば、全力を擧げて  
家庭の者がかかるでありますようし、  
金も本当にありつけのものを注い  
で、私は子供のためにする。それは我  
が家の点でございますが、国会に出て  
みますと、實に子供の問題はどの方面  
に対しましても忘れられている。殊に  
泥棒する子供なんかは、もう全く問題  
にされておらないというようにこの六  
年間私は考え続けて參りましたのでござ  
ります。併しながら、これは母の役  
目もしなければならない。私などが非  
常に微力でございましたために今日な  
おそういう感を深くするようなわけで  
ござりますが、併し少年の問題のみな  
らず、この犯罪者の問題につきまして  
も、これはうつかり考えておりますと  
いうと、社会問題としても國家問題と  
しても大事なことなのでござります  
が、まあうつちやつておけばうつちや  
つてもおけるというようなことで、実  
は私も曾つて申したことがあると思いま  
ますが、保護司のかたぐ、五万人に

新しいかたぐがもう本当に捨身になつて、縁の下の力持ちである仕事を黙々として、いらっしゃるからこそ、今日この社会秩序の一角が確かにこれによつて保たれておると思つております。されども一旦このかたたちがもう止むを得んといつてストライキをおやりになりましたら、どうしても国家の治安が保てないというように考えておりますので、お願い申上げますが、例えばこの六億六千万にいたしましたり、このくらいのことを國家が出すべきだということをどうぞ強力にお進め願いたいのであります。私の法務大臣に対する質問は終りましたし、あとは事務局のかたへ質問したいと思います。

○補見義男君 私は別に法務大臣に質問するつもりじやなかつたのですが、丁度大臣お見えになりましたから、昨日政府委員に御質問申上げたことと同じようなことを申上げます。今宮城さんから御質問になりましたことについて毎度のことながら極めて率直に御答弁になりましたから、私も実は率直に申上げたいと思います。それは衆議院のこの修正案が実は私ども気に食わないのです。という意味は、これは衆議院で修正されたその御意向が奈辺にあるかを聞いてみなければわからんのです。一つ聞いてみたいと思っておりまして、要するに奈辺に十分な点があるから出直して来い。それをおえてもう一べん適当な法案を出せ、こういうことを言つている。これに対して法務大臣もこの修正案をお呑みになつて、それで今率直にお述べに

なつたよううに、次の国会にはよりいいものにして出したい、こういうことな  
のであります。その御答弁の趣旨はよ  
くわかるのですが、これは皮肉の意味  
でも何でもないのですが、政府はこの  
画期的な制度を非常に意氣込んでや  
るうというので取つ組んで、そうして  
原案をお出しになつたのか。それであ  
れをお脊みになるとすれば、現在御提  
案になつた原案は実は甚だ自信のな  
い、又準備のない心がまえでもつてお  
出しになつたのかといふと、私はそれ  
はそうじやなしに、できれば少々苦し  
いところがあつても、ともかくこれを  
やつてみようという心がまえで原案を  
お出しになつたと思う。ところが今日  
衆議院で修正されて、それを了承せ  
られるに当つて、一体それじや最初に  
原案を出したときと今日の心境と比べ  
て、それは問題は、五百円が今度の予  
算の修正で四百五十円分だけ増額され  
ればいいかというと、そうではないと  
思ひます。それで最初御提案になつた  
ときと今日の御心境とを比較して、一  
体政府としてはどういう点が顧みて不  
十分であつたとお考えになるのが、昨  
日も政府委員のかたからお伺いしまし  
たところ、細かくなつて来ますと、金  
り大した利益される理由も、私として  
は発見できぬ。それはどういうふうに  
にお考えになりますか。

出所の特殊事情に対しして保護觀察をして行く、執行猶予者に對しは、これがら悪に染まろういう瀕海際の人ですから、特別の注意をする、衆議院のほうの委員のかたから言えば、この二つを一緒に法律でミックスするというのはかわいそうちじやないか、これもそう言われてみると一理があるのです。飽くまで同じ法律でありますから、これは余計なことだと言いたいではありませんが、修正を言われる委員にもあるわけであります。政府いじめをするとか何とかでなく、仮出所者と一緒に法律でうちの子はやられる、うちの甥御はやられると困るという気持ち、言われてみるとわかるのです。それからもう一つ、最初のときの初度目の執行猶予に保護觀察を付けないということは、そういう心が今まで法律を一つの法律にやつた上、保護觀察を付けられては、昔の要視察人といいますか、あいうようなことになりやすいから、これはちゃんと法律を二者を分けて、そうして全く違う範囲で保護觀察を付けるのだ、今申上げた理由は私は感服しない理屈でありますけれども、それじや今度は潰れてもよござんすといふことと、天秤にして見ると、この数ヶ月、初度目の人の保護觀察を我慢するくらいのことは、大局から言つて国会政治の妥協という精神から言つていいのじやないか、イギリス人でもそのくらいのことはやるのじやないか、極く理屈抜きの私の裁断であつたわけであります。委員のおつしやる気持も二つ分けて、違う法律で附つておるといふ感じのほうが、ずっと最初の執行猶予者の氣持にも影響するのじやないか。これは仮出張所者と一緒に法律でやられ

ておるのと気持が違はしらないかと言  
われてみると、成るほど提案のときに  
もつと気が付けばよかつたといふう  
に私は恥入つておるわけあります。  
論として余り私敬服しないのですが、  
まあそりやれば気持がはつきりすると  
いうことを強く御主張になれば、それ  
だけで喧嘩別れで、折角実を結びそ  
な法律案を潰すこともない、こう思つ  
たのです。極く飾らない話です。

○補見義男君 大臣の御趣旨の点はよ  
くわかりました。なお今申上げました  
ように、予算その他これに繋がる諸般  
の措置とありますから、これとどうい  
うふうに衆議院のほうではお考えにな  
つておるのか、これは別の機会に衆議  
院から伺つておきたいと思ひます。

○委員長(郡祐一君) 速記をとめて。

[速記中止]

○委員長(郡祐一君) 速記を始め。

○赤松常子君 私、今度の予算の節約  
で、今まで一年に五百円であつた保護  
司に対する謝金だけでもびつくりいた  
しましたのですが、又それが五十円削  
られて四百五十円ということになつた  
という点で、いよいよ私どもはびつく  
りいたしまして、やり切れない氣持で  
す。もつとこれを多くしてあげたいと  
こそ思つておりますのに……。でござ  
いますが、こういう予算の技術的な措  
置が何とか削らないで済むようなこと  
が、法務省の中でやりくりができるない  
ものでございますか。

○國務大臣(犬養健君) 法務省の中で  
は今度の行政整理と、この間の自由  
党と改進党の話し合いで実にぎりぎ  
りなんです。被疑者や被告人を譲送す

過ぎだというので、あとで復活してもうというような、そういう非常に窮屈な状態です。中のやりくりはできません。今宮城さんによることでお話を申上げたように、刑務所に入つておれば一人当たり年に六万六千円要る。それを外へ出して観察するのだから、その費用がほかの手段で行き得ると思つてくれ、併し大蔵省もなかなか苦しいのでですから、それの一万人として六億六千円、全部認めてくれるかどうか私も多少疑いますけれども、そういう趣旨で話合つてみたい。それにはどうしてこの制度が確立したといふ一階段を国会の御承認で進めないと、そういう話もできない、こういうふうに私は思つております。刑務所に入れた費用そつくりとはなか／＼出してくれないでしよう。それをほかの手段で活かす、ほかのもつといい方法で真人間を作る意味で使う、早く言えば刑務所に入っているものと思つてくれ、こういう話合いでやつております。法務省の中のほかの予算といふものは、とても使い途はない、非常に窮屈な小さいものですから……。

が面が多くて、却つてそういう面もあるが、マイナスが来られることにおいて周囲の信用を落し、折角就職いたしましても、白眼視されるということことで、ようやく身をくらまして、北海道の炭鉱に雇れ込むというようなことも私一、二経験いたしておりますので、この観察制度の根本的改革ということに対してもつと計画して頂きたいと思うのであります。よい保護観察員を作ることは勿論ですが、保護司のあの制度に対しましても、ただ篤志家の同情或いは理解にすぎるということではなくて、もつと社会的な意義を持つた近代的な制度にして行くというように、根本的に学校を作ることが確立されて欲しい、社会事業家を作るために厚生省が社会事業学校を選抜したために厚生省が社会事業学校を選抜したのですが、この保護観察制度におきながらでも作つて、そして基礎的な訓練、それから教養を身につかせて、一つの近代的職業として養成いたしておりますが、この保護観察制度におきましても、根本的にもつともつと考え直すべき制度ではないかと思うのであります。それらに対しまして是非とも一つの立案を、今からでも遅くはないのですからお願いいたしたい、これに対しましてちょっととお尋ねいたします。

い法律を作らるまでは、初度目の保護観察は暫らくストップしろという御修正に一理ありますれば、そういうふうな修正になると思うのです。これは誠虚な気持で再検討してみたいと思ひます。

それから費用のほうは御承知のように款項目でやつてあることですから、右から左へ横に移すというわけに行きませんので、大蔵省に厳格に要求されるわけなんです、はつきり区分けして……。ですから法務省としてはここのこところはかなり良心的で、実は前の大臣の向井氏など閣議で、法務省の予算の請求の仕方が一番良心的だということを言われたくらいなのでございます。もうぎりぎりのやまをかけない予算を頂いておる。こういう筋の立つたことは、横から移さなくても十分私は言えるのじやないかと思う、又そのつもりで考えて参りたいと思つております。

○中山福蔵君 私どもいろいろとこれは経験しておりますといふと、私は学生時代に巣鴨の監獄に実は行きました、その長に会つたのです。で再犯の連中はどれくらいの率になつておるかと聞きましたところが、その監獄を出た翌日入るのが大体三、四割あるということを学生時代聞かされたのです。それから又二、三日すると五割くらいにそれが續えて来るというわけで、殊にこういうふうに経済事情が逼迫して参りますと、僅かばかりの日給をもらうよりも、監獄に入つておるほうが気

楽らしいのですね。だからできるだけ何とかひつかかりをつけて犯罪らしい行為をして、そうして彼らの考える別荘に行きたいというので、監獄に入る者が相当あるということを現在私どもは見ておるわけなんです。そこで私いろいろ考えまして、中には止むに止まらない犯罪行為をなす人もありますが、大体それを見てみますと、要するに実態は刑務所というものと工場というものの繋がりがないのです。出た日から相当量の日給を与えて食える措置を講じてないわけなんです。仮に保護観察とかいろいろな問題、免囚保護事業とかいうものがあつて、一応その形式上は繋がりがあるかのごとく私どもには見えるのです。ところがそれが免囚保護事業なんかで検察当局などに相談しましても、一、二ヶ月、長いのは六ヶ月くらいかかる。もうその間にたまりかねて犯罪を犯すのですね。そこで刑事政策の目標といふものは到達せられないということが一番大きな問題です。これは事実上の話でございまして、今日ここに出されました改正法律草案、これは表向きから申しますと誠に結構なんです。併しこれ以上にそれは大事なことだと私ども常に考えておるのです。工場と刑務所との連絡がないのです。そうしてその裁判をし或いは公訴官という立場にある人が、学校と役所などを廊下伝いで行つて、社会といふものを見ておられないのですから、こういう微細な点まで気が及ばないのであります。学校から官庁へ廊下伝いに入つた役人さんはばかりですから、社会の裏面といふものについての体験というものが鈍いわけなんですね。そこで理論上或いは法律上或いは刑事政策の面から

言つて、如何にもこういう体裁が整いますというと、社会人の更生事業が達成せられるかのごとき感を受けるのでございます。併し只今申上げましたその最終の、如何にして食わせるかという問題を解決しなければ、これはどうではないかと思うのですが、そういう大局に立て、一刀両断的な処置を一つ講じて刊務所と工場といふものの繋りを将来お考えになるつもりはございませんか。

○國務大臣(犬養健君) 今のお話はさぞかしそうだらうと思います。お話を点で早速研究してみたいと思ひますのは、免囚保護事業で何ヵ月も経つて……、本人は明日から食えない、実際社会の用をなさん。これは若しそうだとすれば一番急所だと思ひますから、どうせ四、五日で暇になりますから、早速その点研究してみたいたいと思います。局長は専門家ですがどうですか。

○委員長(郡祐一君) 速記とめて。

〔速記中止〕

○委員長(郡祐一君) 速記始めて。

○中山福蔵君 この前科者というと非常に就職がむずかしいのです。とても、又前科といふものは何でございます、一回そういう……、先天的なものと後元的なものがございますが、なかなかおりにくいのでござります。先天的なものは殊に治りにくい。私の事務員で戦後三年使つたところが、その間に算盤の引出しが全部空になつた、私の事務員でございますけれども……。精神的の粘りで何年自分の犯罪性を露呈しないかという問題だと私は考えております。先天性を持つておつた

者は到底おらんのです。そこで私はいろいろ考へておるのですが、刑事政策の面から行けば、囚人が服役中に事業をやります。そうして日給なら日給、手当なら手当を幾らやるという建前を、そのうちから一部を天引して、それで囚人全体の株式会社をこしらえて、囚人が大きな額をして一遍刑期が完了したときは直ちに自分の工場で働けるというような大局的な観点に立つて、心理学の上からもよく研究しまして、日本人といふものは犯罪に対する、日本人といふものは犯罪に対する、どういう態度をとつておるか。検察局に行きましたが、私はこういう罪を犯しましたが、今度昨日出獄したので何とか仕事をしたいと思ひますと、免囚保護とか司法保護所のところへ行けといつて紹介状はもらつても、それ以上の手は打つてくれない。そうして一般から排斥される、どうせ排斥されるくらいだつたら俺はもう一遍やつてやろうという気持を起さないように、前科者がだけが前科者であると思われないようにな、入獄中における給与の一部を割いて、それを株式組織とか或いは一定の政府の補助金で株式会社なら株式会社、純粋なら純粊をこしらえる会社を建てる。そこへ送り込むということにならなければ日本の犯罪者は、減らないと思います。これは單にこうして我は机上で演習をやつておるようなものだと思う。生きた仕事をしなければ駄目だと思います。だから私は国家がこういうところに目を付けて、やはり囚人だけで維持して行く株式会社なら株式会社を作つて、そうしてそういう連中が飯の食えるようにして、生きた仕事をして行かなければ駄目だと思います。これはこういう四つの法律の改

正が出ておりますから結構ですけれども、一歩前進だと考えます。考えます  
がこれでもやはり慣れ来て来ます。こう  
いうことをしても同じことになると思  
います。だから大局の終局はどこにあ  
りますか、如何にして飯を食わせるかとい  
う制度を刊事政策の面から打立てなけ  
ればならんと思います。どうぞ一つお  
願いいたします。

○國務大臣(犬養健君) 御尤もです。  
飯を食わすというはうに触れてあります  
せん。早速いろいろな人にも会つてみ  
て研究してみたいと思います。

○委員長(郡祐一君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(郡祐一君) 速記を付けて。

○中山福蔵君 これは七年を五年に短  
縮されたとじうことは、誠にこれはい  
いことだと思うのです。それから禁錮  
以上の刑に処せられた者で執行猶予中  
の者でも、特殊な者に限つては更に執  
行猶予をする、一年以下の者について  
はというようなことになつております  
が、これは誠にいい制度だと思います  
が、私はもう一歩進んで特異的な場合  
には、三回くらいまで執行猶予をして  
もいいのじやないかと渠は考えており  
ますが、一応これで区切りをつけてお  
いて……。こういう点も大臣はお考え  
になつておられるでしようが。

○國務大臣(犬養健君) これは非公式  
の話には出たこともありますから、な  
お研究したいと思っております。

○委員長(郡祐一君) ちよつと速記を  
とめて。

〔速記中止〕

して、更に政府当局について引続いて御質疑をお願いいたします。

○宮城タマヨ君 ちよつと保護局長に伺いたいのですが、この衆議院の修正案通りになりますというと、「第一条中第二十五条ノ二第一項前段ノ改正規定」を削られますというと、この十八歳に満たない少年の保護觀察が全面的になくなるということになりはしないかと思います。それはこの犯罪者予防更生法の第三十三条第四項に「十八歳に満たないとき懲役又は禁ごにつけ刑の執行猶予の言渡を受け、猶予中の者」ということが規定されておりますが、そしてこの刑法の第二十五条ノ二、第一項の規定によりますといふと、この保護觀察に付されるものと、その前段が削除になりますと、十八歳未満の子供を全部執行猶予の者が保護觀察から外されることになりますが、なぜせんでしょうか。これは大きい問題だと思いますが、如何でしようか。

○政府委員(斎藤三郎君) 御指摘の

点、現在の犯罪者予防更生法第三十三

条第四号として、十八歳未満で、懲役又は禁ごにつき刑の執行猶予の者は、

その条文によりまして保護觀察を受け

ることに相成っております。ただ今回

の保護觀察とは若干趣きを異にいたし

ております。そこで、保険觀察中に再犯され

起さなければ、保険觀察を行う者の指

示、指導に従わなくても取消といふこ

とは全然起らない、従いまして同じ三

十三条の各号、一号から四号ございま

す。その他の例えは仮出獄中の者、或

いは仮退院の者、或いは家庭裁判所から保険処分として参りました少年、こ

ういう者はいずれも仮出獄の取消な

り、或いは戻し収容なり、或いは家庭

裁判所に再度通告するというふうな裏

付がございますが、執行猶予の少年

につきましては、保険觀察によつてい

うような保険觀察になつてゐるわけ

でございます。それで今度の原案を考

えました際には、そういう關係で裏付

がないといふ意味で、徹底を欠いてお

る点もございますから、今度の二

十五条の一項前段で、「二十五条の二の

一項前段におきまして、十八歳未満で

も、裁判所が必要によつては保護觀察

を付けることができるという執行猶予

の修正をおきましたは、その全部を一

廈次の法案の整備まで見送るといふこ

とにござりますが、衆議院の法務委員会

ましては、只今法務大臣が申上げまし

たように、通常国会まではこの法案を

行なう法案を準備して、そうして通常国

会に出すことにいたしておりますの

で、結局それができますれば問題がな

いということに相成るわけでございま

す。なおこの案におきましては、本年

の十二月三十一日までの間ににおいて政

令を定める日から施行されることに相

成つております。そうしてその際にお

きましても、この十二月三十一日の施

行日までの前の、施行日前の犯罪につ

いては保護觀察を受けられないことに

相成りまして、そういう筋合に相成る

こと存じております。さような關係で、

期間のギャップはできるかも知れませ

んが、その後におきましては、この原

案と同様に必要ある場合には、先の場

合でも保護觀察を付けて而もそれが強

力といいますか、徹底した保護と指導

を加えると、こういうことになります

ります。十二月三十一日までに

あります。十二月三十一日までの

期間において政令で定めるとあつて、十

月三十一日に施行するというふうに

あります。それでいいのではないか、どう

かと思いますが、問題は二つあると思う

のです。それは十二月三十一日までの

間において政令で定めるとあつて、十

月三十一日に施行するといふこと

でござりますが、問題は二つあると思

います。それでいいのではないか、どう

かと思いますが、問題は二つあると思

います。それでいいのではないか、どう

&lt;

これは必要だ、而も現在の内容のようなことで以て十分であり、而も必要である。十八歳未満の者の保護観察が今度は保護観察に付する必要がある者と、そうでない者というふうにはつきりと区分されて、保護観察に付する必要がないという者も実は生じて来る結果になるわけです、この改正法においては……。ところがその根本の考え方が保護観察に付する必要があるかないかというのじやなしに、保護観察に付したほうがいい、又必要があるというの現行法が、犯罪者予防更生法第三十三条ができるおると、こういたしますれば、この際に改めてこの保護観察に付する必要があるかどうかという現行法の制度自体の、何といいますか、当否といいますか、価値判断というものをここに改めて又やり直す必要があると思うのです。その価値判断は改めてやらぬにおいて、たゞそういうふうな制度を改正されるから、入るものは入るし、そうでないのはもう十八歳未満の者も入れないと……。これは私は根本的な大きな改革の問題で、この問題は私はまだ十分に検討されておらないのじやないかと思う。従つていづれにしても、第一の法文の標識の問題にしても、それから又第二には実質の問題にしても新らしい制度ができるまでは、少くとも從前の例によるとか何とかいよいよ的な制度を設けておかないと、余りにもそれは粗漏な、改正に伴つて肝心な問題が等閑に付せられるという宮城さんの御意見は私は尤もだと思うのですがね、どうなんでしょうか。これは一遍衆議院の何に聞いてから又いろいろ相談しましようかね。

○理事(宮城タマヨ君) そうしましよう。  
○赤松常子君 ちょっとと細かいことをお聞きしたいのです。犯罪者を予防、更生法でございますけれども、この「呼出封致」というところでござりますね、「いつでも、保護観察に付されている者を呼び出し、質問すること」ができる。」という「いつでも、」というのがですね。大変、付されている者から見れば不利益だと思うのであります。が……、四十一条でござりますね。  
○政府委員(斎藤三郎君) これは現行法の点でございますが、これはまあ強制力を用いないで呼出す場合でございまして、必要のある場合に呼出すということです。うことでございまして、勿論当然常規上本人の非常に不利益になるというような場合はできるだけ避けるべきでありますし、又そういうことをやつてはいけないと、こういうように存じて、運用について注意いたしております。  
○赤松常子君 大変一方的にいつでも呼出されるということは、非常に周囲に人がいるときにやられるとか、或いは昼でも夜中でも引張り出されるといふふうに広く解釈されて、とても私ども利益だと思うのですが、現行法もそうなつておりますし、大変私どもがつと読んでみてとてもかあいそうな場合があると思います。  
○政府委員(斎藤三郎君) 何か相対立て面倒を見て行く、こういうあれでございますが、「いつでも」と言つたとおり、自体が本人のために親として姑となつてお見守りをしてやるといふこととを法文を桶にとつてやるといふことになりますが、「いつでも」と言つたのも、子供の都合の悪いときはできるだけ

け避けるというふうには運用すると思います。この刑事訴訟法と違います。そういうつもりで運用はしてならないことは根本でござります。そぞりうつもとで保護観察なり……。

○赤松常子君 「いつでも、「は削ります」零いてもいいのじないかと思いまが、あつてもなくでもし、運用でくやられているならば……。でもこゝにあるならば、いつでも引張り出されて仕様がないという気持になりやすのではないかと思いますね。

それからその次のやはりこの同じ法律の中の第二項の二でございますが、保護觀察に付されている者が遵守すべき事項を遵守しなかつたことを疑う足りる十分な理由があつて、それでも広く解釈されると思うのですねどんなことでも疑うに足りるといふとになれば、小さいことでも何でも張り出されると、いう解釈になつて、この認定は觀察官がする、保護司がすぐのでございましようが、こと、非常私微妙だと思ひますが……。

○政府委員(斎藤三郎君) 個々の保司或いは個々の觀察官がいたのですので、ありませんで、地方委員会或いは保護觀察所の長が、而も裁判官の発する命令をあらかじめ得ておりますし、そぞりによつて引致するのでございまして……。

○赤松常子君 その認定者はその二が……。

○政府委員(斎藤三郎君) 請求するは委員会が觀察所の長が裁判官に請をして、そしてその裁判官が同意をして出されたその令状によつて、引致によって引致をする、こういうことなつておりますし、個々の者が自分

けの考え方でやるということにはなつておらないでござります。  
○赤松常子君 けれどもそれを申出するのはやはり保護司が長に申出なければわからぬわけでござりますね。  
○政府委員(高藤三郎君) 保護司がの部を担当している観察官に連絡をたしまして、そうして担当保護観察官が毎月の本人の成績等についても、いろいろな書類、本人についての報も聞いております。又どんな場合にも一回は直接本人に会つてゐるゝを聞いております。その人がいろいろ判断をし、その上に観察課長がござまして、更にそれが観察所長と相談いたしまして所長が裁決をして、どう手続をやるわけでござります。  
○赤松常子君 そういう段階が踏まっているわけですね、実際は……。そちらその次の第四十五条の二でござりますけれども、そのお終いのほうに「賦若しくは少年鑑別所又はその他の相当な施設に置置することができる。」とありますけれども、そのお終いのほうに「適当な施設」と言ひますと、どういうところが予定されておりますのか。  
○政府委員(高藤三郎君) これは少院の場合が一番多いのではないかとつております。  
○赤松常子君 大体済みましたがれも、私根本的に保護観察制度というのを実施施行するほうがいいのか、それには積極性を持たせようとなさつてゐるのか、或いはこの制度はあるけれどもまあできるだけ積極的にこれをしないほうがいいと思つておつてはいるが、根本的にどういうふうにお考へいらっしゃいますか。  
○政府委員(高藤三郎君) 保護観察

ございますが、それはなかなかむずかしいこともあります。本人はそういう人がつきまとわれるのをいやがる場合が多いと思いますが、そういうところまではどうなつておりましようか。本人と観察される人が納得して誠に融和を保つて行われて行く状態が一番いいと思うのでございますが、そこが非常にむずかしいと思うのです……。

たいと思ひまして、たゞぐの御足を  
煩して誠に申訳ありません。

をお考になつてこうしておられるの  
だらうか。例えばこの予算なら予算で  
これの金額が必要だというような具  
体的に御検討になつたことだと思  
いますが、その御検討の結果を承知し  
まして、できれば私どもも衆議院の方  
たがたと同じくその実現に努力したい  
と思うのであります。従つてそういう  
意味でこの予算その他これに必要な特  
般の措置を講ずるということについて  
は、どういうふうにお考になつてお

も、別の法律で定めると、これが問題にならぬようですが……。そこで問題になつたのは、この犯罪者予防更生法といふものは、いわゆる不良少年を感化収容保護の面、それから仮出獄中の者に対する観察の面、これを目的としておる。折衝執行猶予をして社会的に何もなかつたのだ、こういうことで、何というか普通の人間と同様に取扱つてやるといふ

明で長くもんでおつたのです。ところが政府のほうで次の機会にやるからと言われるから、それでは仕方がないから、今のこの保護観察制度にこれをあてるとということはきらいなんだから、そこで第一回の場合には保護観察にあてないということにする、第二回の場合に保護観察にあてることにするということにしよう。但しいい保護観察制度ができれば、一回といえども

察の何といいますか、性格というちのですが、人をそういう強制力を用いないので自分の人格の力なり、信頼によつて一緒に改過懲善を図つて行くという制度でございますから、本人の同意とか納得するとか言うことは必要であろうと存じておりますが、併し最初から同意がなければいかんというところにいたすのでは、誠にこれは運用上非常に窮屈なものになるのではないか。これは裁判所が事犯の性質なり、又本人の性格なり又保護司というか觀察官のやり方なりによつて、そうして裁判所に適切な選用を図つてもらう、こういうように行くべきではないか、かように存じております。

○委員長(郡祐一君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(郡祐一君) 速記を始めで。

それでは一時半まで委員会を休憩いたします。

の執行猶予者についてもその必要は認める、ところが「初度目の執行猶予者についても、保護観察に付することとなるべきである等適切な法条を準備し、速かに国会に提案すべきである。」こういふような附帯決議がついております。で、御趣旨の点をこれからお伺いしながら、お話を進めておきたいと思いますが、この附帯決議をまとめて感じましたことは、衆議院も制度自の執行猶予者についての保護観察制度の必要を認めておる。その法条が実は政府から今回提案されておるのを聞いて、わざく削つて、そしてもう一遍父川として来て、こういう御趣旨であります。さつくばらんに言えば、もう少練つて出直して来いと、こういう御指揮旨だらうと思う。もう少し練つて来て、という意味が、それじやどういう意味かといふと、附帯決議の初めに「予算その他のこれに必要な諸般の措置を講じるとともに」「あとのはうに「適切な

られるのだろうか、それが第一点。それからその次に「適切な法案を準備し、」こうあります、現在政府の原案として提案されておりますの法律では不十分で、もつと適切な法案を準備しろ、こういう御希望のようでありますが、どういう点を問題にせられておるのか、これも私どもの審議の今後の参考の資として非常に有益だと思ますので、第二点としてその点は御足労を煩して恐縮でございますが御説明を煩したい、こういうことであります。

これが一番いいという考え方で執行猶予を付けるのに、仮出獄の者と同一の保護の機関にあてるとということは、これは理論上許すべからざるものだ。これが一番問題になつたわけである。それで随分政府に対してもこれは「一体執行猶予者に対してこれで観察する」ということは、根本的に誤りだと思う。幸いにして「別ニ法律ヲ以テ之定ム」とあるのだから、この法律は「我は不賛成でないのだから、このまま通しておこう。通してその代りに、執行期日を不確定にして、この保護観察について別の法律を新たに出して、この執行猶予の者を保護する」といふことである。その上で一つそれが施行の際に施行するといふようにしたら両味において適切なものを出しておこう。その上で一つそれが施行の際に施行するといふようにしたならば、どうも政府もこれを出すのですが、どうも政府もこれを出すべきである。

これであります。これがお話をうながすことは望ましいのですから、そこでこの希望決議をやめよう。そのことが初度目の執行猶予者についても保護観察することができるようになります。その次に予算面につきましては、どうも現在の犯罪者予防更生法に基く司法保護司の実情を開いてみますところはまあお詫にならんものなんですが、これは随分皆さんが犠牲的精神でやられておられるからいいようなものの、では法務省においてこういうことでは、それでも満足しておられるということは、我々として何というか心の許さないことがありますから、もう少しこのう両期的な制度をきめるならば、定期的な制度に合うような立派な一つの保護観察制度を作る。同時にその観察当る人に対しても立派な人を入れて、もう少し手当についても相当のこととして頂かなければならん。まあ幸か不幸か、こういふような問題になりま

午後零時二十七分休憩  
午後二時四十一分開会  
○委員長(郡祐一君) 午前に引続いて  
只今より委員会を開会いたします。  
○補見義男君 衆議院の修正案につき  
まして一應その趣旨を御説明お願ひし

案……そこで御審議になりまして、實際にいろいろ問題になつただるうと申いますが、これは私どもとしましてお審議を進めて参ります上において、本議院が御決定になつた御趣旨のその上で、「予算その他これに必要な諸般措置」ということは一体どういうこ

たの二のあとに「保護觀察ニ付テ別法律ヲ以テ之ヲ定ム」、こうなつてります。ところがこの別に定める法とは何ぞや、こういうと、第三条にておりまする犯罪者予防更生法をこに準用してやるということになつております。これは法律の体裁から言ひます。

おれがお出でになつて、おおきな御用をおこなつておられることは、必ずござります。それで、おおきな御用をおこなつておられる方の責任を負う人がいないのです。たゞ、おおきな御用をおこなつておられる方の責任を負う人がいないのです。たゞ、おおきな御用をおこなつておられる方の責任を負う人がいないのです。

かのつたか見えますと、一年に五百円の手当で見ますと、一年に五百円の手当で  
と、地方からいろいろ、表情を訴えて  
ります。私のところへ来たのなんか  
見る。併しそれは会費に取られてし  
う。だから一回出ると四十円、五十  
出るのですが、それは雑誌代に取ら

てしまふ。そのあとは旅費も皆自弁だ、何もないのだ。厚生省のほうなんか見ますと、母子相談なんかは相当の手当があるにもかかわらず、こつちのほうは相談に来たのなんか勿論だし、旅費なんかは自弁なんです。こんなことはそう長く続くものではないといふような訴えもありましたから、これらはもう少し画期的な制度を作らなければならぬ。予算の面においても相当の裕りを持つて、誰の前でも決して恥しくないものを作つてもらいたい。この二つの精神から希望条件になつた、こういう実情であります。

○補見義男君 よくわかりました。た

だこの点はそうするとこういふうに理解していいでしようが。初度目の執

行猶予者については、いい保護観察制

度ができればその保護観察制度に乗つ

かつてもいい、必ずしも初度目の執行

猶予者については保護観察制度とい

うのが必要だという、こういふ意味で

なしに、むしろいい保護観察制度がで

きればそれに乘つかつてもいいとい

う考へですか。

○衆議院議員(鎌田良作君) 私はもつ

と積極的なんです。初めからその保護

観察制度に付したい。併しこんなあい

ましいものにされはいけないから、

これを削つておく。その代り新らしい

ものに進んだらそれにするんだと、初

度目の執行猶予者についても保護観察

度ができればその保護観察制度に乗つ

かつてもいい、必ずしも初度目の執行

猶予者については保護観察制度とい

うのが必要だという、こういふ意味で

なしに、むしろいい保護観察制度がで

きればそれに乗つかつてもいいとい

う考へですか。

○政府委員(斎藤三郎君) 先ほどもお

尋ねがございまして、私考慮してから

申上げたいと思つて御答弁を申上げる

ことを控えておきましたが、便宜私から

に付することができる、こう書いて

あります。

○補見義男君 いや、それならば結構

です。今の御説明ではちよつとあれだ

つたのですが、それでわざいました。

それからもう一つこういう問題が御

審議の過程で起きたかどうか、これを

保護観察、というのは取消しがありま

てしまふ。そのあとは旅費も皆自弁だ、何もないのだ。厚生省のほうなんか見ますと、母子相談なんかは相当の手当があるにもかかわらず、こつちのほうは相談に来たのなんか勿論だし、旅費なんかは自弁なんです。こんなことはそう長く続くものではないといふような訴えもありましたから、これらはもう少し画期的な制度を作らなければならぬ。予算の面においても相当の裕りを持つて、誰の前でも決して恥しくないものを作つてももらいたい。この二つの精神から希望条件になつた、こういう実情であります。

○補見義男君 よくわかりました。た

だこの点はそうするとこういふうに理解していいでしようが。初度目の執

行猶予者については、いい保護観察制

度ができればその保護観察制度に乗つ

かつてもいい、必ずしも初度目の執行

猶予者については保護観察制度とい

うのが必要だという、こういふ意味で

なしに、むしろいい保護観察制度がで

きればそれに乗つかつてもいいとい

う考へですか。

○衆議院議員(鎌田良作君) 私は実はこういふう

で、これはあとから宮城さんからもお尋ねがあるかも知れませんが、現在の

保護観察に付しているのですね、これ

は初度目で……。ところがこれは原案

で行くと包含されるわけです。従つて

そういうような改正をしても現在十八

歳未満の者は当然その改正規定に拘束

されますが、現在通り執行ができる

わけです。ところが衆議院のほうで、

二十五条のほうのこの前段をお削りに

なりましたから、十八歳未満の者は現

在はいいものとして保護観察に付して

いたしましたように、私ども次の通常

国会に整備された執行猶予を伴う保護

観察に付する法律案を提案いたしまし

すとこれを若干の期間、大臣から言明

の扱いにしようという考え方でござい

ます。そのようにいたしたいと、こう

いうことでございます。そういたしま

すとこれも若干の期間、大臣から言明

の扱いにしようという考え方でござい



やすということとは、画期的のことだ。誠にいいことだと私は考えたわけですが。そこで、入れなければならんとあなたはおつしやるけれども、私は、そうではない「入れんでもいいのだ」併しこれは入つておつたのだから、そこへか考えなければならん、こういうのです。ところが、仮出獄というどとは、これは直りそりだから出してやれ、その代り、これから先どういうことをやるか見ておらなければならぬ、こういうことです。

○宮城タマヨ君 私、意味は、気持はお互いに同じだと思いますが、併し、刑の言渡を受けておる人なんですかね、起訴猶予は……。宣告猶予制度でもできて、宣告をされない前だつたら、まあそれは入れ物が違うと言つてがんばれるかも知れないけれども、刑の言渡を受けておる人なんだから、今おつしやるよう、十分つつかい棒すれば、これは刑務所に入れないでも済まされるのじやないか。そのつつかい棒が保護観察制度だと思つてるのであります。ですから、別に入れ物が違うからということではなくて、さつきから申上げておるよう、取扱いは確かに一遍刑務所に行つて來た者と行かない者とは、同じ刑を受けなければならぬ人でも、犯罪者でも、私は非常に違うと思うのです。そこで、私はこの修正案を見て、これはやっぱり同調しなければならないなあというふうに思つたことは、私の説明、いやなくして、ほかの意味だつたのです。それはつまりペロールよりもプロベーションが非常にむずかしいのです。そうして非常に意

義が深い。つまり刑務所に入れないで済ますようになりますということは、本人のためにも、社会のためにも、家庭のためにも、とても大事なことなんですから、だから大事な仕事を受持ちはずです。保護司の任務というものは、これは並大抵のことじやない。そこでそれともう一つこの保護司の任務が残る、任務といいますか、責任が残れたということは、初度目、初めに執行猶予を受けて、保護観察が付きますと、二度目はもう執行猶予ができるということをございましょう。そうすると、観察が付いたために不利になる場合がある。ですから、その鍵を持つている保護司公司が五万人いたとしても、ことごとくがその本人達のために万全を与えていいのかどうかということは、私どもも疑うのです。それは疑つておりますけれども、今度はそれじやならんぞといふところへ来たのです。若しやりそうなつたら非常に不利益ですから、そういう意味で、今度保護司の質はどうしようか、量はどうしようかというので、今の予算ではどうにもならないから、新らしく政府は出直せというようによく解説しましたから衆議院について行こうと思つた。

んが、前科者にしたものはどうして更生させるかという違いだと、言葉が悪ければ取消します。

○宮城タマヨ君 宣告猶予とは違うんですから。刑は言渡されている。刑は言渡されているが、これを実刑を科するか科せないかということだけの違いじゃありませんか。ですから入れ物は私は同じだと思う。

○衆議院議員(鍛冶良作君) それは大分あなたと私は違います。執行猶予というものの観念が違います。

○宮城タマヨ君 そうですか。執行猶予は、猶予期間中無事に済んだら刑を受けない者と同じ結果になるんだと考えておりますが違いますか。宣告猶予と執行猶予の違うところは私はそこにはないかと思う。

○衆議院議員(鍛冶良作君) ですから執行猶予の者は……。

○宮城タマヨ君 刑を著なかつたといふことはないでしよう。刑は著ておられる。ただ猶予されておる。刑務所に入られることなしに猶予されておるというのであつて、やはりこれはやりそくなつたら刑務所に服さなければならぬいし、だけれども情状を考えると、本当に保護者がなかつたり、環境が悪かつたりするから、ちょっと支えてやるうというのがこの保護観察制度だよと思つておりますが、どうでしよう。

○委員長(郡祐一君) 速記をとめて。

○委員長(郡祐一君) 「速記中止」

○宮城タマヨ君 仮出獄に対しまする今までの保護観察の制度の上に、効果の上に何か不足だと思います。

○衆議院議員（銀治良作君） それではありません。それは私は余りよく存じませんが、仮出獄者に對しては十分やうて頂いておると思います。けれども、それとこれとは觀念が違いますから、そういうものと同じ取扱いをする頭で執行猶予者を觀察されるのは困る、こういう考え方でございます。

○宮城タマヨ君 それは私は第一回のときには質問しましたけれども、例の四つの遵守事項を守らなければならないなんていふ、四つに限られるなんていふようなことを実際はこの保護觀察、特にケース・ワーカーのする仕事としたらおかしいということを一番先に私政府に聞いたんですけれども、そういうおかしいことがいっぱいあるのですけれども、根本においては、今までの保護觀察制度と私そろ觀念を違えただけで、根本においては、今までの保護觀察制度は、事實においては随分経費の点からいつても、刑務所に入れられれば、一ヵ年に一人が六万円も要るところを、保護觀察ではその十分の一もかかっていない。ですから、非常な効果を挙げている。それから再犯も非常に違つて来りますから、だからこの保護觀察についての今までの成績というものは、十分ここで認めなくちやならんと思うのですね。

○衆議院議員（銀治良作君） だから保護觀察を我々は嫌つておるわけではありません。保護觀察はいいと思つております。

は裁判に付せんことにすればいいと言えども、先ほどおつしやつておられましたように、第二回目には必ず付するということになつておりますが、犯罪によつて付さんでもいい犯罪もあると申します。それから、仮に今出てみなはれども、四つ坂にきめておいても、こういうことがあると思います。私は何といつても但護観察で最も必要なものは盜聴のある者、若しくは狂暴性のある者、これには付さなければならぬものだと思っております。そうでない、選挙違反のごときを付してみたつて私はしようがないだろうと考へます。そういうものを見別して考へてもらうという考え方方が私は根本的な考え方なんです。

○宮城タマヨ君 取扱いの上に觀念を違えて取扱わなければならないことがありますのでしようが、言つておりますと、鍛冶さんのおつしやる」と私の言いたいことと、大がた同じところに落ちて行くようですが、私にも同調を若し我を張らせて頂くならば、それは取扱いじやないでしようか。こういふふうに理解して下すつて私も同調をして下さるわけにいかんでしょうか。ここで目的を達えたり觀念が違うなんて言われると、私はどうしても同調できない。新たなものを打ち立てて、どういうものが新たなものかということになりますからね。

○赤松常子君 関連して……。私も牛ほどから御説明を聞いておりまして、仮出獄の人とそれから新しく執行猶予になつたかたとの考え方をそら鍛冶治

員のようにはつきりと区別すべきものかどうかということが附に落ちないのをございます。それで、実際今までやられておりました保護観察で、仮出獄の人と、そうでない人とは手心を加えられているのではないでしょうか。そういう点斎藤局長伺います。

○政府委員(斎藤一郎君) それはケース・ワークの本来から申しまして、刑務所に入つてゐる場合には、例えは、成るべく早くから環境を調整するといふようなことをいたしますし、裁判所から直接来れば環境調整の済んでいない人が来ますから、環境調整に主として初めに重点を置くとか。或いは少年院は異性の接觸の仕方においても考えなければならんということがいろいろある。ケース・スター・ディといふようなことも勉強しておる観察官にも適当な指導に努めておる、こういうことを申し上げたのです。

○赤松常子君 事実、私、仮出獄の人と初めて刑を受けた人で執行猶予を受けた人との扱いは、従来とも区別して手心をやつておいでになつたようになりますが、特にそういう区別があるからという考え方に対しても、どうも納得行かないでござりますよ。

○衆議院議員(鍛冶辰作君) 先ほどぞういうことを宮城さんからもおつしやつたように、どうも頗じつめてみると、執行猶予になつた者も犯罪者だと云ふ、それは犯罪者でないかといえば、私も犯罪者の一種でござりますと言ひますが、そのやはり違いでしょくな。我々は、犯罪は犯したのだけれども、犯罪者としての取扱いを見てみなまでも、元の通りになる者、そういう者者が執行猶予になる者だ、こう心得て

おります。仮出獄というのは、これは

話があつたのでしょうか。

この点はいずれから言うても遺憾な点

人、社会人の中に入つて社会生活をし

衆議院の委員でもやかましく言いました。一般社会人と同様に取扱つて、そして更生させて行く。こういうのと、どうしてもこれは一般社会人と一緒にしてはいかんのだ、分離してやはり相当の保護をしなければならん、これは当然たる違いがあると、こう我々は考えます。そこに考え方の違いがあると心得ます。

○赤松常子君 私、新らしい保護観察制度とおつしやるそのお考え方と同調したいのですがございまして、その制度そのものは必要であることは勿論でございますが、その狙いとが目的とかといふものは変るわけのものではないと思ひます。とにかく立派な人間にして行くための保護司の力量であるとか、というもののをよくして行くということにあるとまあ人数であるとか、或いはその一人の保護司の力量であるとか、といふことをよくして行くということになります。そういうことでございます。そうして、保護すべき人の人數と、それからそれを見定てる人の割合といふものを勘案いたしまして、バランスをとつて行くといふふうな、そういうことが非常にもつともつと科学的に考えられて行くこと、が、この保護観察制度をよりよく新らいいものにして行くという狙いであります。ところどころで、こう思つてござります。それから、新らしい保護観察制度ができるまでは、どうしたことになつておりますが、衆議院のほうでは、当局とその辺のお話があつたものでございましようか。いつ頃保護観察制度が完備されるものなのでございましようか。その辺のお

人、社会人の中に入つて社会生活をしながらやつて行こうというその苦労をする点についても、私は今度の執行猶予者に付く保護観察の保護司の苦労と、それから仮出獄をしました、言つてみれば同じ前科者だよ、又そのことをやるかというと、本当にたやすく取扱われるようになりますが、事実保護司の苦労といふものは、この人を一社会人である、もう社会に帰属したのだからお前何でもないよという取扱いをしようという、これにかつて保護司の苦労はそこにあるのです。ですから取扱いのむずかしい点は違いますけれども、苦労の点において私は非常なものだと思つて、そういう保護司から若しく言わせますならば、何ら違ひはない、どつちも社会人として、又刑を被たものであろうがなかろうが、人権を尊重してやらなければならんよということについて、非常に苦労をしておる、こういうふうに思つておりますのから、ただここで問題は、大体衆議院のほうの修正案の説明も私納得いたしましたから、私は同調して参りたいと思つております。そこで今朝から法務省に総裁に大分申しましたけれども、これは問題は何と言つても予算を取つて、いい保護司を作らなければならぬるという点につきまして、私ども今まで余り役に立ちませんでしたが、丁度いい時期なんですから、うんと私どもも加勢したいと思いますので、一つ衆議院のほうとやはり一緒になつて協力して参りたいということをお願いします。

○衆議院議員(鐵治良作君) 何とい  
ますが、こういふことの狙いに対して  
は全く我々同感でございます。それか  
ら第一、第二と言いましたが、今あな  
たのおつしやつた第二の点は、政治上  
においてはその点が最も我々の思うと  
ころでございますので、今後も一緒に  
一つ立派なものに仕上げて行きたいと  
思いますからよくお願いします。

○委員長(郡祐一君) 衆議院側に対し  
て御質疑のかたはもうございません  
か。ちよつと速記をとめて下さい。

午後二時三十六分速記中止

午後四時三分速記開始

○委員長(郡祐一君) 速記を始めて。  
それではこれで散会いたします。

午後四時四分散会